

建築物省エネ法による
省エネ適合性判定
手続き・審査概要
(平成29年4月1日業務開始予定)

建築物省エネ法による

省エネ適合性判定とは？

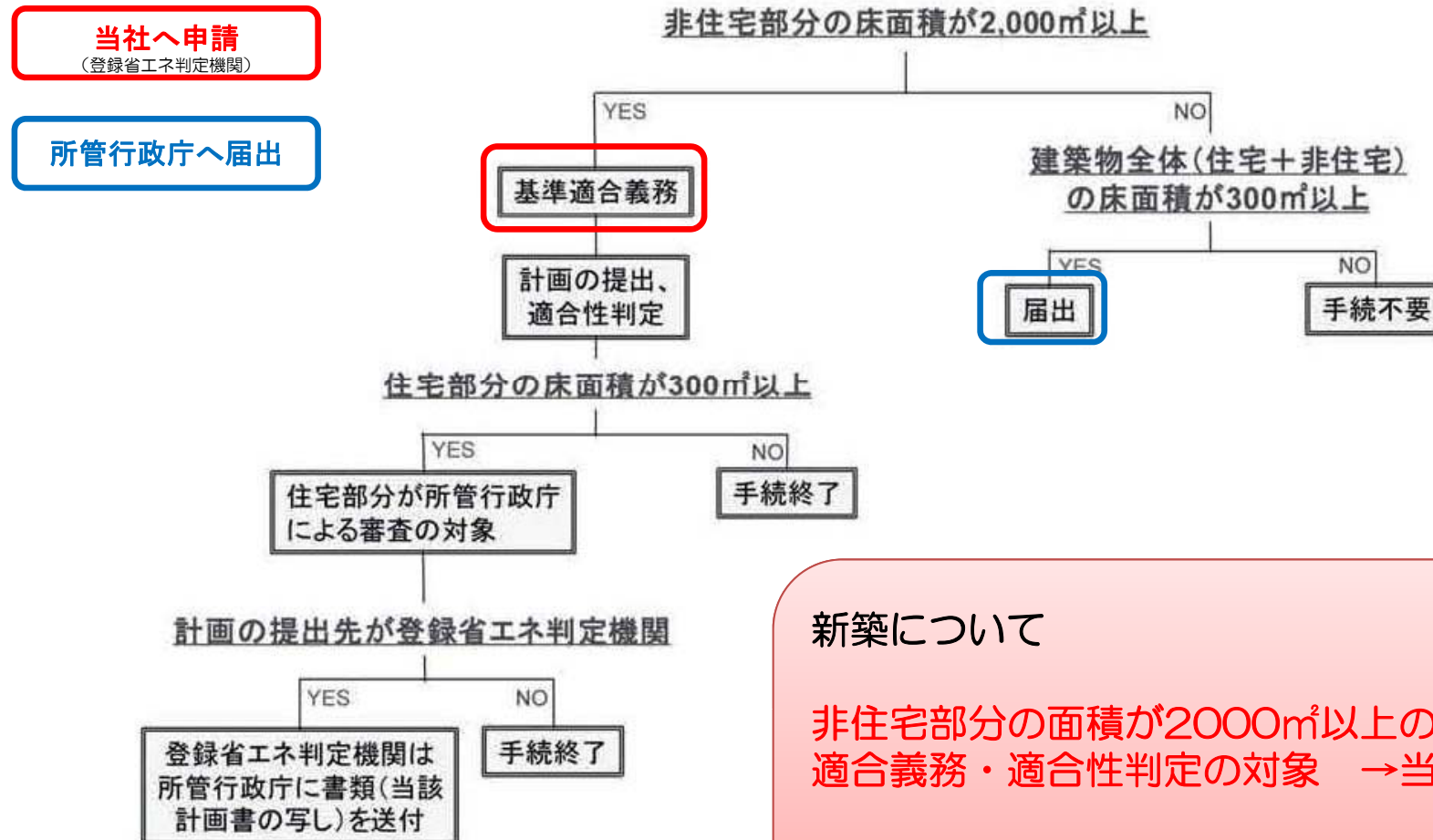
平成27年7月「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律53号（以下「建築物省エネ法」という））が公布された。本法は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギーの消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能工場計画の認定制度の創設等の措置を講じたものである。

2,000㎡以上の非住宅建築物（特定建築物）について、新築時におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合判定義務を課し、これを建築確認で担保することとする。適合義務、届出等の規制的措置については平成29年4月に施行される。



どんな建物が省エネ適合性判定の申請対象か？

適合性判定・届出の手続きフロー（新築の場合）



新築について

非住宅部分の面積が2000㎡以上の建築物は、適合義務・適合性判定の対象 → 当社へ申請

上記以外の全体300㎡以上の建物は、届出対象 → 所管行政庁へ届出

省エネ適合性判定の申請フロー（建築確認～完了検査）

[] 朱枠内が当社の業務となります

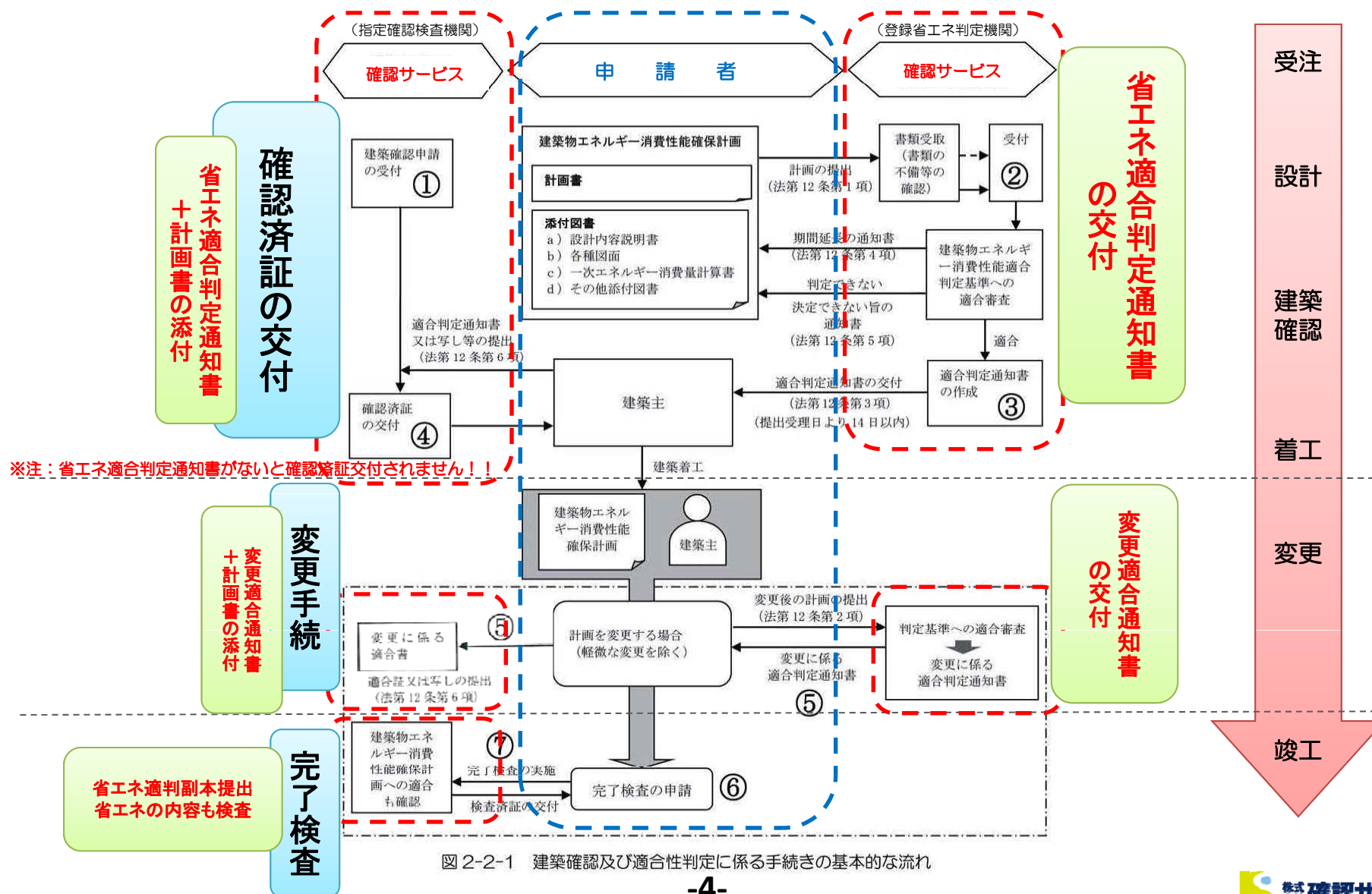


図 2-2-1 建築確認及び適合性判定に係る手続きの基本的な流れ

省エネ適合性判定には どのような添付図書が必要か？

計画書1～7面



基本図

表 2-2-1 適合性判定に必要な図書等（予定）

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ法第11条第1項に掲げる基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法 エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能向上設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

プログラム計算書

設備の仕様関係

※プログラム入力内容の根拠

ロ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	
空気調和設備	縮尺 空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺 照明設備の位置
給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置
昇降機	縮尺 位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺 位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法

省エネ適合性判定では
どのような設計・審査を行うか？

設 計

指定されたプログラムに建物の仕様
(面積・高さ・天井高・設備仕様等)を入力



ウェブブラウザ上の計算プログラム

計算方法は3種類あります(以下HP参照)

<http://www.kenken.go.jp/becc/>

モデル法

最も簡易な計算方法
(大規模や複雑な建物は不向き)

主要室入力法

複雑な計算方法
(大規模や複雑な建物向き)

標準入力法

かなり複雑な計算方法
(大規模や複雑な建物向き)

簡易

難易度

複雑



設計値 ≤ 基準値であれば適合

審 査

確認サービス

(登録省エネ判定機関)

・面積等数値の確認
・外皮の範囲等確認 等



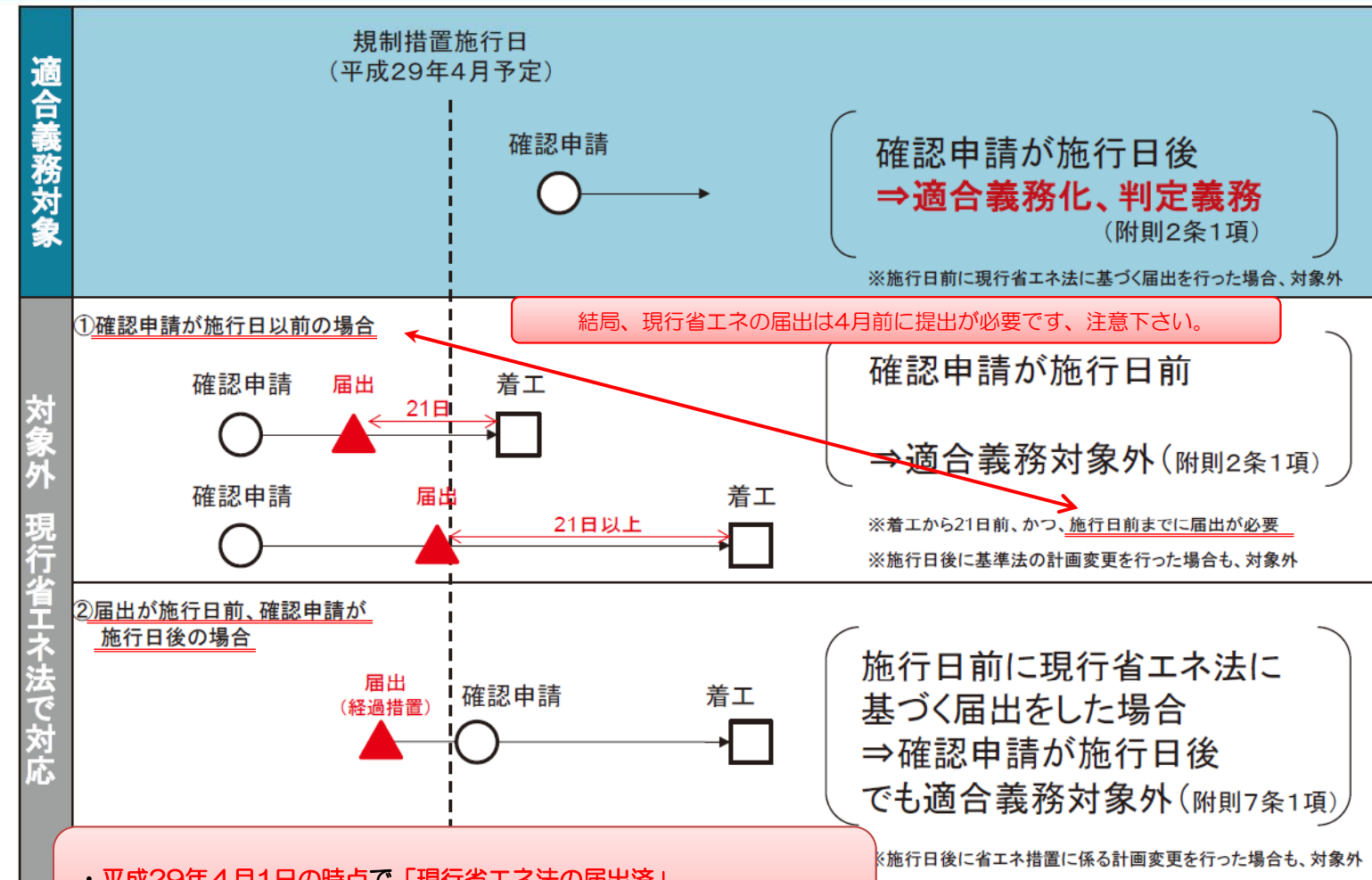
設備仕様・
入力数値の確認 等



適合証の交付

平成29年4月をまたぐ申請はどうなるか？

施行日前後の省エネ基準適合義務の適用関係(経過措置)



・平成29年4月1日の時点で「現行省エネ法の届出済」、
又は「建築確認を受付済」の物件は**省エネ適判対象外**です。

変更の種類4パターン

①性能が向上する変更

→ 軽微変更届

②性能低下だが一定範囲内

→ 軽微変更届

③性能低下だが再計算で明らかに適合

→ 軽微な変更該当証明書交付

④性能低下で詳細検討要・大幅な変更で再申請

→ 再度 適合判定交付

※③・④は省エネ適合判定側の手続きが必要です。②でも機関で要求される場合があります注意！

※省エネ適判計画変更でも建築確認は軽微変更の場合もあります。

更に詳しい内容を知りたい方へ

講習会のご案内

国による講習会が開催されていますので宜しければ御参加下さい。国土交通省のホームページに「**建築物省エネ法の詳細説明会**」の開催案内がUPされています、内容は、建築物省エネ法に係る建築確認及び完了検査の内容に重点を置いたものです。

詳しくは→[コチラ](#)

KSゼミナール（当社主催法令講習）

当社に於いてもKSゼミナール等の講習会を開催しています。

※開催日は当社ホームページにてご案内しております。

※審査手数料等も確定し次第ホームページにアップ致します。

お問い合わせ

上記の問合せ等は以下のメールアドレスに送付ください。

内容を確認の後に御返答させていただきます。

Email : ene-teki@kakunin-s.com